

大鰐町個別外部監査報告書

「大鰐町休養施設事業の経営に関する事務の執行」

平成 22 年 1 月

大鰐町個別外部監査人

公認会計士 本 郷 孔 洋

【 目次 】

はじめに.....	2
個別外部監査の概要.....	3
1 .外部監査の種類.....	3
2 .外部監査のテーマ.....	3
3 .外部監査の実施時期.....	3
4 .個別外部監査人及び監査補助者の氏名・資格.....	3
5 .利害関係.....	3
資金不足比率.....	4
1 .資金不足比率の現状とその改善案・シミュレーション.....	4
(1)資金不足比率の現状.....	4
(2)資金不足比率の改善案・シミュレーション.....	4
2 .監査結果.....	5
(1)沿革と現況.....	5
(2)財務数値等の推移.....	10
(3)課題と改善案・シミュレーション.....	18
おわりに.....	26

はじめに

冒頭にて、地方公共団体の財政の健全化法に関する法律(以下、「財政健全化法」とする。)に基づく個別外部監査の役割、すなわち本報告書の位置付けについて記述させて頂きたい。

一般的に「監査」という言葉から連想されるものとして、財務諸表監査が挙げられるであろう。これは、主として企業の財務諸表を対象とするものであり、企業の作成する財務諸表が適正であることを、監査人が企業を取り巻く利害関係者に対して保証するものである。すなわち、監査人が財務諸表を保証することによって、利害関係者は、安心して財務諸表を利用できるようになる。なお、ここで言う利害関係者には、銀行等の金融機関・債権者・投資家・従業員等が含まれている。

一方の財政健全化法に基づく個別外部監査であるが、財政健全化法第 26 条第 1 項に以下の記載がある。

「財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第 199 条第 6 項の監査の要求をしなければならない。」

すなわち、財政健全化計画等の策定に先立って監査を受けなければならないとされ、その監査内容は、財政健全化等の実現に向けて必要とされる改善事項についてである。

このことから、財政健全化法が想定する監査の業務内容は、以下の特徴が挙げられよう。

1) 財政状況等の悪化の要因を分析し、健全化等に向けた課題を抽出することがその役目であり、健全化判断比率等の信頼性の保証や財政健全化計画等の適切性を保証するものではない。財政健全化計画等の策定に当たりアドバイスを求めるものである。

2) 財政健全化法による個別外部監査の実施は、計画策定後の計画の進捗状況に対する監査を予定しているものではないため、個別外部監査は当初計画策定時のみの実施である。

前段において財務諸表監査を例に述べたが、これは、上記特徴において、監査の位置付けが大きく異なるからである。すなわち、財務諸表監査の特徴は、以下の通りである。

1) 財務諸表が適正に作成されていることを、監査人が利害関係者に対して保証するものである。つまり、保証業務である。

2) 財務諸表監査は、継続企業の公準(所謂ゴーイング・コンサーン)に従い、継続して行われるものである。

以上のように、両者の監査の位置付けは全く異なるものであるから、本稿においてその違いを明らかにすると共に、本報告書の読み手が、個別外部監査の役割について誤解を招かないようにさせて頂いた次第である。

本報告書が、大鰐町の財政健全化計画の作成等にあたって適切に活用され、また、町民をはじめとする様々な利害関係者が大鰐町の置かれた現状・課題等を認識するための一助になれば幸いである。

個別外部監査の概要

1．外部監査の種類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」第26条第1項に基づく個別外部監査

2．外部監査のテーマ

大鰐町休養施設事業の経営に関する事務の執行

3．外部監査の実施時期

平成21年10月20日から平成22年1月27日まで

4．個別外部監査人及び監査補助者の氏名・資格

個別外部監査人	公認会計士	本郷	孔洋
監査補助者	公認会計士	徳田	孝司
	公認会計士	金子	尚貴
	公認会計士	赤澤	多計志

5．利害関係

地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

資金不足比率

1. 資金不足比率の現状とその改善案・シミュレーション

(1) 資金不足比率の現状

平成 20 年度休養施設事業特別会計の資金不足比率は、316.1%である。(参照：本報告書 20 頁)

(2) 資金不足比率の改善案・シミュレーション

他会計繰入金（一般会計からの繰出金）の金額の多寡によって試算結果は大きく変わる事となるが、大鰐町が作成した収支計画を元に計算すると、以下の試算結果となった。
(参照：本報告書 20 頁)

）休養施設の営業を現状のまま継続した場合

平成 20 年度：316.1% → 平成 25 年度：116.1%

なお、国民宿舎（本館）・障害者更生センター（別館）・保養センターを総称し、一般的には「おおわに山荘」と呼ばれているが、本報告書においては「休養施設」とする。

）休養施設の営業を休止し、建物等の施設は取り壊さずにそのまま残した場合

平成 20 年度：316.1% → 平成 25 年度：0%

）休養施設を廃業させて、建物等を取壊し更地に戻した場合

この場合、休養施設事業特別会計を閉鎖することが想定されるため、結果的には、資金不足比率は解消されることとなる。

）大鰐町として休養施設の営業は停止するが、休養施設の施設を民間企業に無償譲渡や無償賃貸などを実施して、民間活力を利用した場合

平成 19 年度、平成 20 年度に実施した指定管理者の募集要項や大鰐町としての協力体制の見直しが必要となり、これらの方向性によって、試算結果は異なってくるであろう。

（現時点での方向性は定まっていないため、具体的な数値は示していない。）

2. 監査結果

(1) 沿革と現況

2. 監査結果

(1) 沿革と現況

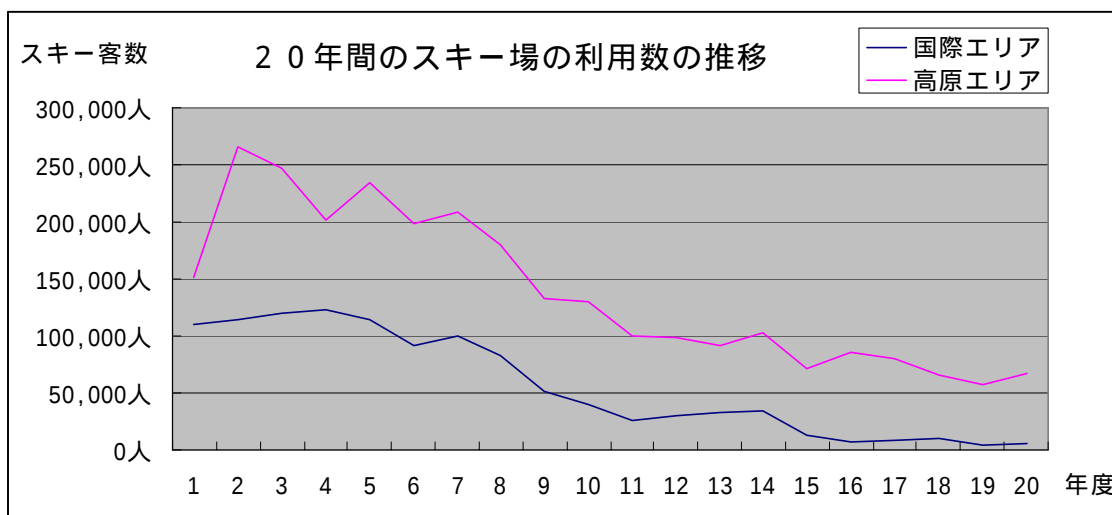
沿革

年月	概要
昭和 45 年 8 月	大鰐町国民保養センター 着工 総工費 55,300 千円
12 月	大鰐町国民保養センター 完成 温泉施設（宿泊設備なし）
昭和 46 年 3 月	大鰐町国民宿舎 着工 総工費 162,000 千円
10 月	大鰐町国民宿舎 完成 本館管理等・宿泊施設（定員 80 名）
昭和 56 年 10 月	大鰐町障害者更生センター 着工 総工費 734,000 千円
昭和 57 年 10 月	大鰐町障害者更生センター 完成 宿泊施設（定員 120 名）
平成 17 年度	P F I 調査を実施（委託先：みずほ総合研究所株式会社）
平成 20 年度	指定管理者を公募するも、応募者なし
平成 21 年度	指定管理者を公募するも、応募者なし

昭和 56 年度から、財団法人大鰐町開発公社へ休養施設の管理委託をすることになり、今では休養施設には大鰐町職員がただ 1 人、支配人として在籍しているだけである。支配人の他、財団法人大鰐町開発公社の職員、パート、アルバイト等で営業している。

休養施設は、スキーと温泉の町“おおわに”の顔として昭和 45 年に建築され、昭和 46 年・昭和 56 年と 2 回の増築がなされ、スキー客や温泉客に親しまれてきた。

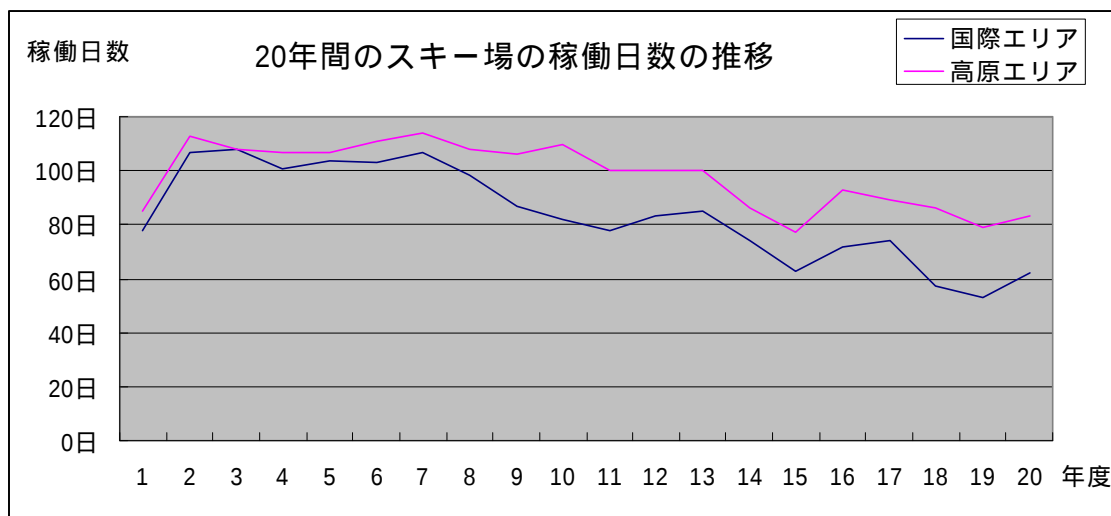
しかし、最近はスキー客の減少（下表参照）や施設の老朽化等による魅力の低下等の理由もあり、休養施設の利用客は減少してきている。



2. 監査結果

(1) 沿革と現況

また、暖冬の影響なのか、スキー場の稼働日数（下表参照）も減少している。これは、スキーの町としては由々しき事である。



大鰐スキー場の過去最大のスキー利用客数は平成2年度で、国際エリア 114,856 名、高原エリア 266,372 名、合計 381,228 名である。

< スキー場の利用者数 >

国際エリア、平成2年 114,856 人 → 平成20年 6,079 人 (5.29%、108,777 人減)

高原エリア、平成2年 266,372 人 → 平成20年 67,292 人 (25.26%、199,080 人減)

< スキー場の稼働日数 >

国際エリア、平成2年 107 日 → 平成20年 62 日 (45 日減)

高原エリア、平成2年 113 日 → 平成20年 83 日 (30 日減)

2. 監査結果

(1) 沿革と現況

現況

施設

名称	国民保養センター (以下、「保養センター」という)	国民宿舎 (本館管理棟、本館) (以下、「本館」という)	障害者更生センター (別館) (以下、「別館」という)
完成年月	昭和 45 年 12 月	昭和 46 年 10 月	昭和 57 年 10 月
総工費	55,300 千円	162,000 千円	734,000 千円
延床面積	912.43 m ²	2,483.53 m ²	3,782.55 m ²
建物の構造	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 3 階建	鉄筋コンクリート造 地上 5 階建
主な施設 内容	大浴場 2、家族風呂 2 大広間 1、和室 1、ホール、トイレ、機械室	玄関、ロビー、フロント、事務室、売店、ロッカー、トイレ、乾燥室、機械室、会食場 1、食堂、厨房、配膳室、洗面所、渡廊下、和室 29、洋室 6	浴室 2、家族風呂 3、機械室、機能回復訓練室、拳式場、トイレ、各種エレベーター、大ホール(250 名)、中ホール、倉庫、ロビー、玄関、フロント、事務室、会食場 1、軽食堂、研修室 1、渡廊下、和室(37.5 畳)1 和室 20、洋室 2
宿泊定員	なし	80 名	120 名

保養センターは地域住民の公衆浴場的な存在でもあり、浴場は一般客に解放されている。そのため、朝早くから地域住民(固定客)が入浴に訪れている。大広間もあり、休憩所等としても利用されている。

本館は宿泊専用の施設であるが、休養施設の管理棟も兼ねている。宿泊客や日帰り入浴客の受付及び利用料金の精算、土産物の販売、更に厨房施設があり、朝食、昼食、夕食などを提供している。また、この厨房施設を活用し、弁当や折の受注生産による販売も行っている。

別館は、本館より後に建築された宿泊施設であり、宿泊客専用の入浴施設及び家族風呂等がある。また、研修室や大ホール・中ホール等の施設もあり、会議や研修用に貸出も行っている。

開業当初はブライダル会場としての利用もあったが、現在はない。また、葬儀等での利用は年に数える程度に過ぎない。

2. 監査結果

(1) 沿革と現況

利用料金

休養施設 利用料金表

本館	区分		大人	小学生	幼児	休憩	区分	大人	小学生	幼児
	宿泊	1泊(2食付)	6,500円	5,800円	3,350円		個室	1,100円	850円	400円
		1泊(夕食付)	5,600円	4,900円	2,450円		広間	800円	650円	300円
		1泊(朝食付)	4,500円	3,800円	2,350円					
	素泊		4,100円	3,400円	1,450円					
	宿泊宴会	定食 2,000円	6,800円	6,100円						
御膳 4,000円		9,000円	8,300円							
御膳 5,000円		10,100円	9,400円							
御膳 6,000円		11,200円	10,500円							
(幼児料金とは 3才以下、小学校前まで)										
別館	区分		大人	小学生	幼児	日帰宴会	区分		大人	小学生
	宿泊	1泊(2食付)	6,800円	6,100円	3,500円		個室	定食 2,000円	3,100円	2,850円
		1泊(夕食付)	5,900円	5,200円	2,600円			御膳 4,000円	5,100円	4,850円
		1泊(朝食付)	4,800円	4,100円	2,500円			御膳 5,000円	6,100円	5,850円
		素泊	4,400円	3,700円	1,600円			御膳 6,000円	7,100円	6,850円
	宿泊宴会	定食 2,000円	7,100円	6,400円			広間	定食 2,000円	2,800円	2,650円
		御膳 4,000円	9,300円	8,600円				御膳 4,000円	4,800円	4,650円
		御膳 5,000円	10,400円	9,700円				御膳 5,000円	5,800円	5,650円
		御膳 6,000円	11,500円	10,800円				御膳 6,000円	6,800円	6,650円
		上記以外に、1,000円からの弁当もご用意できます。								
会議室利用料		区分		半日	1日	大ホール	研修室	日帰り	5,000円	10,000円
	中ホール	宿泊	3,000円	5,000円	日帰り			7,000円	15,000円	
		大ホール	宿泊	5,000円			7,000円	1人 100円 + 20,000円	1人 200円 + 20,000円	
	日帰り		15,000円	25,000円						
	貸出物使用料金		カラオケ	寝具一式	麻雀		囲碁将棋	200円	200円	500円
5,000円		1,000円	1,000円	浴衣	丹前					
200円		200円	500円							
200円		200円	500円							
200円		200円	500円							

(資料：「国民宿舎 おおわに山荘 御利用案内」より)

(資料 : 「国民宿舎 おおわに山荘 御利用案内」より)

上記利用料金の他に、保養センターと家族風呂の利用料金がある。

休養施設は国民宿舎であるという性質上、差別価格（年末年始、連休、夏のお祭りシーズンなどの繁忙期には宿泊料金を高めに設定する）による価格設定はされず、一年を通して上記料金設定のままで営業している。

ここ5年間の1人当りの平均利用料金は、本館で約5,500円、別館で約11,000円、保養センターは地域住民の公衆浴場として約200円となっている。

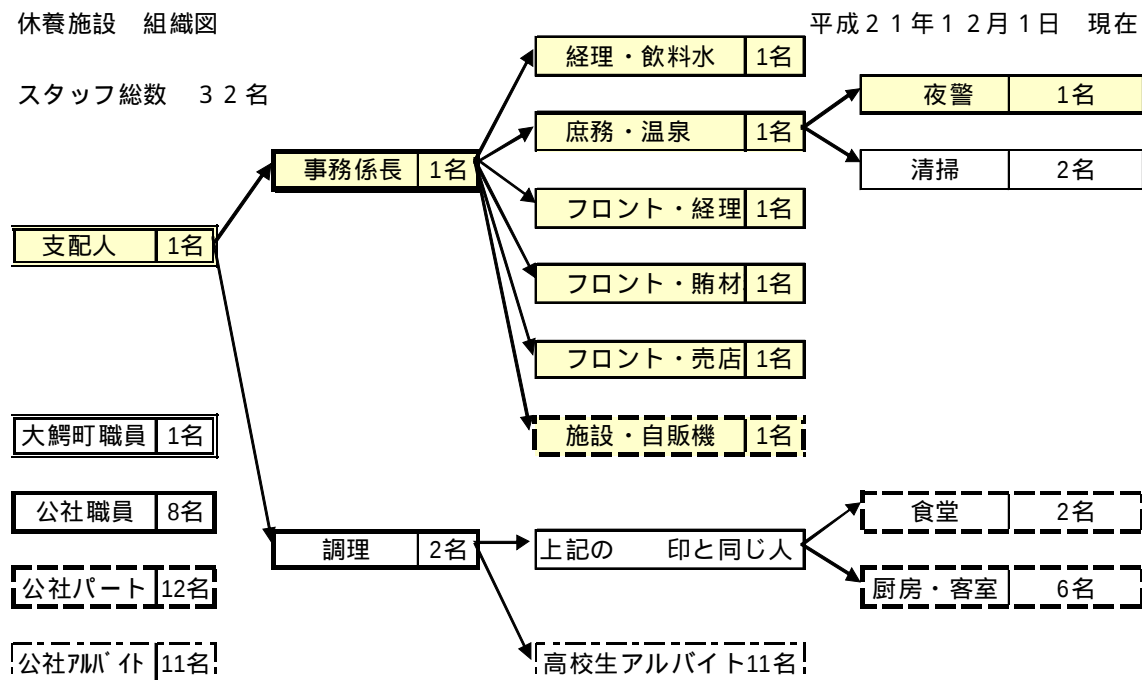
2. 監査結果

(1) 沿革と現況

組織図及び勤務形態

休養施設 組織図

スタッフ総数 32名



勤務形態

事務所勤務	A	7:00～16:00
	中	8:00～17:00
	B	10:30～19:30
	遅	13:00～22:00
	宿	8:00～翌朝 8:00
	夜警	21:00～翌朝 8:00

勤務形態

厨房勤務	A	9:00～12:00
	B	9:00～14:00
	C	10:30～15:30
	D	16:00～終了まで
	E	17:00～終了まで
	F	18:00～終了まで

(資料:「おおわに山荘組織図、おおわに山荘勤務表」より)

(この頁の公社とは、財団法人大鰐町開発公社のことをいう)

休養施設では、平成21年4月から上記組織体系を取っている。また、勤務形態については、上記勤務形態の通り細分化され管理されている。

２．監査結果

(２) 財務数値等の推移

(２) 財務数値等の推移

歳入・歳出比較（平成６年度～平成２０年度）

平成６年度からの歳入・歳出比較表

（単位：千円）

年度	歳入	歳出	差引	大鰐町からの繰入金	繰上充用金	備考
平成６年度	216,201	243,877	27,676		177,735	
平成７年度	220,637	233,416	12,778		205,411	
平成８年度	194,426	213,601	19,176		218,190	
平成９年度	181,841	210,522	28,681		237,365	
平成１０年度	173,670	207,260	33,590	31,317	266,046	
平成１１年度	158,015 (199,514)	209,779 (251,292)	51,765 (51,778)	30,864	268,319	()は、借換債を含んだ数字である。
平成１２年度	158,716	210,753	52,037	50,000	289,234	
平成１３年度	155,618	204,589	48,972	50,000	291,271	
平成１４年度	164,844	202,858	38,014	50,000	290,242	
平成１５年度	142,423	176,361	33,938	50,000	278,256	
平成１６年度	128,682	175,111	46,429	50,000	262,194	
平成１７年度	120,611	162,254	41,643		258,623	
平成１８年度	124,290	167,272	42,983	8,736	300,266	繰入金はアスベスト処理費である
平成１９年度	120,156	161,930	41,774		334,512	
平成２０年度	103,102	142,293	39,191		376,286	

過去１５年間の休養施設事業特別会計の歳入・歳出の関係を見ても分かるとおり、赤字経営である。

歳入は、１５年前の平成６年度には２１６,２０１千円あったが、平成２０年度で１０３,１０２千円（１５年前比で４７.６％）と１１３,０９９千円の減少となっている。歳出は、１５年前の平成６年度には２４３,８７７千円あったが、平成２０年度で１４２,２９３千円（１５年前比で５８.３％）と１０１,５８４千円の削減となっている。歳入の減少額に比べ、歳出削減による経営改善の効果が低く、赤字経営が続いていることになる。

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

休養施設事業特別会計の歳入歳出決算書、過去 10 カ年の推移

休養施設事業特別会計歳入歳出決算書 (単位：千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
歳入	使用料及び手数料	145,788	146,795	142,459	154,071
	財産収入	4,407	3,870	3,615	926
	諸収入	7,819	8,051	9,543	9,846
	町債	41,500	0	0	0
	一般会計繰入金を除く歳入合計	158,015	158,716	155,618	164,844
	一般会計繰入金	30,864	50,000	50,000	50,000
	合計	230,379	208,716	205,618	214,844
歳出	施設管理料	174,221	177,327	171,034	184,274
	財団法人大鰐町開発公社委託料	47,478	46,136	44,912	45,985
	公債費	77,071	33,426	33,555	18,584
	公債費	77,071	33,426	33,555	18,584
	元金	66,920	27,148	28,138	14,503
	利子	10,151	6,279	5,417	4,080
	合計	251,292	210,753	204,589	202,858
	単年度の収支額	20,914	2,037	1,028	11,986
前年度繰上充用金	268,319	289,233	291,270	290,242	278,255
前年度繰上充用金	268,319	289,233	291,270	290,242	278,255
実質収支額	289,233	291,270	290,242	278,255	262,193

休養施設事業特別会計歳入歳出決算書 (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	使用料及び手数料	120,790	113,892	116,473	113,990
	財産収入	701	140	0	0
	諸収入	7,191	6,578	7,816	6,166
	町債	0	0	0	0
	一般会計繰入金を除く歳入合計	128,682	120,611	124,290	120,156
	一般会計繰入金	50,000	0	8,736	0
	合計	178,682	120,611	133,026	120,156
歳出	施設管理料	171,425	158,482	162,881	155,571
	財団法人大鰐町開発公社委託料	45,567	46,915	48,526	48,372
	公債費	3,686	3,772	4,391	6,359
	公債費	3,686	3,772	4,391	6,359
	元金				
	利子	3,686	3,772	4,391	6,359
	合計	175,111	162,254	167,272	161,930
	単年度の収支額	3,571	41,643	34,247	41,774
前年度繰上充用金	262,193	258,622	300,265	334,512	376,286
前年度繰上充用金	262,193	258,622	300,265	334,512	376,286
実質収支額	258,622	300,265	334,512	376,286	415,477

平成 16 年度までは一般会計からの繰入金 50 百万円があり、実質収支額は 300 百万円を超えることはなかった。しかし、平成 17 年度以降は一般会計からの繰入金がほとんど無くなったため単年度の収支額はマイナスとなり、実質収支額は 415,477 千円まで悪化し続けた。なお、平成 18 年度の一般会計繰入金は、休養施設の既存施設に対するアスベスト対策工事資金として繰入れたものである。

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

休養施設事業特別会計の歳入の詳細、過去5カ年の推移

休養施設事業特別会計 歳入 推移表

(単位: 千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	5年間の 変動率
歳 入	休養施設使用料	100,806	97,395	99,761	96,965	84,467	83.8%
	宿泊料	38,549	37,660	37,702	36,271	30,253	78.5%
	本館	11,016	12,857	11,890	9,848	7,806	70.9%
	別館	27,533	24,803	25,812	26,423	22,448	81.5%
	食事料	41,231	41,549	42,940	43,163	36,906	89.5%
	休憩料	1,816	1,276	1,275	1,127	1,269	69.9%
	入浴料	17,357	14,818	15,576	14,504	13,950	80.4%
	広間使用料	1,854	2,092	2,269	1,900	2,089	112.7%
	その他使用料	1,144	851	767	721	479	41.9%
	娯楽用具他	1,144	851	767	721	479	41.9%
	電話使用料	141	110	50	18	14	9.7%
	遊具貸付料	1,003	740	717	703	465	46.4%
	販売手数料	18,083	15,114	15,356	15,714	11,910	65.9%
	酒類及び飲料	4,934	4,962	5,015	4,930	5,258	106.6%
	酒	998	781	795	857	612	61.4%
	ビール	2,590	2,850	3,039	2,926	3,547	137.0%
	飲料	571	506	425	507	410	71.8%
	ウィスキー	190	153	104	85	93	48.7%
	焼酎	586	672	653	554	597	101.9%
	売店	13,149	10,152	10,341	10,784	6,652	50.6%
	その他手数料	758	533	590	591	630	83.1%
	持運料	758	533	590	591	630	83.1%
	持込料	255	110	102	155	166	65.0%
	持運料	503	422	488	436	464	92.3%
	財産貸付収入	701	140	0	0	0	0.0%
	食堂貸付料	701	140	0	0	0	0.0%
	雑入	7,191	6,578	7,816	6,166	5,616	78.1%
	クロス損料	636	647	533	553	468	73.6%
	宿泊リフト券料	1,253	475	356	518	902	72.0%
	建物共済保険金	0	0	1,838	67	0	
	その他	5,302	5,456	5,090	5,028	4,246	80.1%
	雑入	0	13	0	0	0	
	消費税	5,302	5,017	5,090	5,028	4,246	80.1%
	消費税還付金	0	426	0	0	0	
	歳入合計	128,682	120,611	124,290	120,156	103,102	80.1%
	繰入金	50,000	0	8,736	0	0	0.0%
	繰入金	50,000	0	8,736	0	0	0.0%
	合計	178,682	120,611	133,026	120,156	103,102	57.7%

歳入の詳細を5年前と比べてみると、宿泊料では本館 70.9%(3,210 千円減) 別館 81.5%(5,085 千円減)となっている。食事料は 89.5%(4,325 千円減)となっており、軒並み減少している。休養施設使用料のうち広間使用料だけが 100%以上(235 千円増)と収入増加に貢献している。販売手数料では、ビール 137.0%(957 千円増)及び焼酎 101.9%(11 千円増)が 100%以上と収入増加に貢献している。

しかしながら、全体として捉えた場合、一般会計からの繰入金を除く歳入合計で 80.1%(25,580 千円減) 一般会計からの繰入金も含めた合計では 57.7%と激減している。

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

休養施設、利用客数の過去5年間の推移

休養施設 利用状況

			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	5 年前比
宿泊者数	国民宿舎 (本館)	大人	2,799人	3,407人	3,152人	2,588人	2,139人	76.4%
		小人	324人	204人	187人	154人	143人	44.1%
		小計	3,123人	3,611人	3,339人	2,742人	2,282人	73.1%
	障害者 更生センター (別館)	大人	7,399人	6,719人	6,959人	7,253人	6,031人	81.5%
		小人	309人	212人	262人	216人	213人	68.9%
		小計	7,708人	6,931人	7,221人	7,469人	6,244人	81.0%
	計		10,831人	10,542人	10,560人	10,211人	8,526人	78.7%
休憩者数	国民宿舎 (本館)	大人	1,548人	1,096人	1,193人	1,123人	1,002人	64.7%
		小人	102人	13人	63人	26人	58人	56.9%
		小計	1,650人	1,109人	1,256人	1,149人	1,060人	64.2%
	障害者 更生センター (別館)	大人	32人	284人	6人	299人	90人	281.3%
		小人	0人	2人	0人	1人	0人	
		小計	32人	286人	6人	300人	90人	281.3%
	計		1,682人	1,395人	1,262人	1,449人	1,150人	68.4%
日帰り 入浴者数	保養センター	大人	78,743人	66,717人	75,239人	70,860人	68,295人	86.7%
		小人	6,514人	4,410人	2,819人	2,329人	2,294人	35.2%
	計		85,257人	71,127人	78,058人	73,189人	70,589人	82.8%
		家族風呂	3,614件	3,404件	3,492件	3,670件	3,864件	106.9%

5年前比で見てみると、休養施設全体で利用客数の落込みが大きいことが明確である。

宿泊者数では、本館 73.1%、別館 81.0%、全体で 78.7%と 80%を割っている。さらに、休憩者数でも、本館 64.2%、別館 281.3%、全体で 68.4%と宿泊客数より落込みが激しくなっている。また、日帰り入浴者数（保養センターそのものは温泉施設というより、大鰐町地域住民の入浴施設的な意味合いが強い施設である）も全体で 82.8%と落込んでいる。

唯一落込んでいないのが家族風呂の利用件数である。理由としては、親子連れの利用や若い世代の利用が増えていることが考えられる。

前述の歳入詳細と比べてみても分かるように、利用者数の減少がそのまま歳入の減少に直結していることは明白である。

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

休養施設事業特別会計の歳出の詳細、過去5カ年の推移

(比較してある各年度(5年間)の歳出額が全て100千円以下のものについては、表示を省略してある)

休養施設事業特別会計 歳出 推移表

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	5年間の 変動率
給料	8,474	8,468	3,619	3,619	3,368	39.7%
職員手当	4,189	4,149	1,916	1,896	1,920	45.8%
共済費	2,431	2,508	1,196	1,189	1,215	50.0%
賃金	1,984	1,882	1,728	1,545	1,685	84.9%
旅費	230	52	74	9	0	0.0%
需用費	64,195	54,210	57,319	57,107	48,006	74.8%
消耗品費	5,252	4,468	4,373	4,187	4,124	78.5%
燃料費	5,442	8,001	9,876	10,259	8,436	155.0%
食糧費	64	114	109	38	42	65.1%
印刷製本費	536	419	466	318	247	46.1%
光熱水費	10,940	10,340	10,738	12,682	11,821	108.1%
電気使用料	9,992	9,538	9,818	9,865	10,856	108.7%
プロパンガス	949	801	920	1,810	965	101.8%
水道料	0	0	0	1,007	0	
修繕費	9,423	1,924	2,308	1,876	1,045	11.1%
賄材料費	21,181	19,833	20,342	19,524	17,764	83.9%
食事材料	18,507	17,582	17,847	17,160	15,279	82.6%
酒	473	330	378	334	289	61.1%
ビール	1,595	1,463	1,645	1,558	1,736	108.9%
飲料	291	172	209	223	188	64.6%
焼酎	227	250	245	225	248	109.0%
売店材料費	11,356	9,111	9,105	8,225	4,526	39.9%
役務費	3,485	3,990	3,880	4,814	3,419	98.1%
電話料	601	485	409	373	377	62.6%
広告料	259	256	209	178	173	66.7%
建物・自動車共済分担金	517	523	519	517	532	103.0%
その他手数料	1,637	2,286	2,283	3,325	1,896	115.8%
賠償責任・自賠責保険料	407	380	402	371	389	95.6%
委託料	66,039	66,021	67,740	66,912	61,612	93.3%
財団法人大鰐町開発公社委託料	45,567	46,915	48,526	48,372	44,250	97.1%
防災設備点検委託料	210	210	210	210	208	99.3%
電気設備点検委託料	253	253	253	253	228	90.0%
浄化槽維持管理委託料	431	357	345	298	263	61.0%
煤煙濃度測定委託料	147	121	121	109	109	74.3%
ILベ-ター保守点検委託料	2,230	2,230	2,230	2,230	1,966	88.1%
地下燃料タンク漏洩検査業務委託料	79	121	121	121	121	153.3%
寝具クリーニング委託料	2,999	2,778	2,709	2,709	2,709	90.3%
ホ-イ-清掃委託料	277	277	277	277	252	90.9%
建物警備委託料	2,331	2,331	2,331	2,331	2,214	95.0%
絨毯クリーニング委託料	200	200	200	200	100	50.0%
客室清掃業務委託料	2,852	2,583	2,568	2,727	2,416	84.7%
ハ-リック清掃業務委託料	3,830	3,639	3,639	3,062	2,936	76.6%
自動扉保守点検業務委託料	166	150	150	150	135	80.9%
水道水貯水タンク清掃業務委託料	471	408	408	408	367	77.9%
飲料水・排水水質検査業務委託料	658	646	878	746	812	123.3%
浴場清掃業務委託料	2,204	2,108	2,108	2,108	2,108	95.6%
事業系ごみ収集運搬業務委託料	441	441	441	425	378	85.7%
バス送迎委託料	604	132	113	63	0	0.0%
使用料及び賃借料	9,292	11,082	10,596	9,426	8,534	91.8%
工事請負費	1,453	1,394	10,574	5,313	966	66.5%
備品購入費	3,490	1,040	758	624	332	9.5%
負担金・補助及び交付金	2,084	2,122	961	1,045	1,050	50.4%
積立金	866	886	900	900	900	103.9%
公課金	3,212	678	1,608	1,164	1,266	39.4%
利子	3,686	3,772	4,391	6,359	8,021	217.6%
歳出合計	175,111	162,254	167,272	161,930	142,293	81.3%

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

歳出の詳細を5年前と比べてみると、人件費関係（給料、職員手当、共済費、賃金、臨時作業賃金の合計額、平成16年17,078千円 → 平成20年8,188千円 47.9%）の削減が大きい。平成21年度には、それまで休養施設に在職していた調理師1名が他の部署へ移動となり、休養施設としては在職者がゼロになった。そのため、人件費関係は0円となる見込みである。

さらに、財団法人大鰐町開発公社の平成6年度からの比較は次のとおりである。（平成20年度の歳出金額が500千円以上のものだけ表示してある）

休養施設事業特別会計歳入歳出 15年前との変動表 （単位：千円）

		平成6年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	15年間の 変動率
歳 入	使用料及び手数料	201,712	160,287	132,389	97,486	48.3%
	財産収入	6,338	4,769	842	0	0.0%
	諸収入	8,151	8,615	9,192	5,616	68.9%
	町債及び繰入金を除く計	208,051	165,055	133,231	97,486	46.9%
	合計	216,201	204,987	192,423	103,102	47.7%
歳 出	施設管理料	205,013	174,113	172,712	134,272	65.5%
	休養施設費	205,013	174,113	172,712	134,272	65.5%
	一般管理費	205,013	174,113	172,712	134,272	65.5%
	給料	17,678	11,902	8,461	3,368	19.1%
	職員手当金	13,335	8,511	4,212	1,920	14.4%
	共済費	4,233	2,948	2,364	1,215	28.7%
	賃金			1,963	1,685	
	需用費	78,309	61,747	66,219	48,006	61.3%
	役務費	4,182	3,253	3,952	3,419	81.7%
	委託料	69,720	65,163	65,579	61,612	88.4%
	財団法人大鰐町開発公社委託料	60,310	47,802	45,183	44,250	73.4%
	ILベーター保守点検委託料	2,818	2,381	2,230	1,966	69.7%
	寝具クリーニング委託料	2,942	2,999	2,999	2,709	92.1%
	建物警備委託料	1,932	2,211	2,268	2,214	114.6%
	客室清掃業務委託料		3,829	3,118	2,416	
	パブリック清掃業務委託料		4,246	4,032	2,936	
	飲料水・排水水質検査業務委託料			259	812	
	浴場清掃業務委託料			2,315	2,108	
	使用料及び賃借料	7,719	11,279	9,864	8,534	110.6%
	工事請負費	1,522	397	1,099	966	63.4%
	負担金、補助及び交付金	2,418	1,927	1,514	1,050	43.4%
	積立金		804	847	900	
	公課金	4,826	4,630	4,072	1,266	26.2%
	公債費	38,864	33,147	3,648	8,021	20.6%
	合計	243,877	207,260	176,361	142,293	58.3%
	前年度繰上充用金	177,735	266,046	278,255	376,286	211.7%

平成6年度との比較で、町債及び繰入金を除く歳入が46.9%と減少しているのに対して、公債費を除く歳出（＝施設管理料）は65.5%にとどまっており、歳出削減に対する取り組みが不十分であると思われる。例えば、寝具クリーニング委託料などは宿泊客数の減少と連動し、もっと減少しても良いはずである、また、役務費、財団法人大鰐町開発公社委託料、建物警備委託費、使用料及び賃借料などについても、削減余地はあると思われる。

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

休養施設、施設別収支の5年間の推移

【前提条件】

- ・施設別経費の算出については、施設別の数値集計が困難であることから、収入数値の按分比率で算出した結果である。
- ・施設別収支結果については、前提条件（実数ではない）のため、比較検討は行わない。

休養施設 施設別 収支

（単位：千円）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	5年前比
施設別収入	国民宿舎（本館）	24,939	27,234	25,894	21,958	17,266	69.2%
	障害者更生センター（別館）	86,386	78,558	82,819	83,694	71,886	83.2%
	保養センター	17,357	14,818	15,576	14,504	13,950	80.4%
	計	128,682	120,611	124,290	120,156	103,102	80.1%
施設別経費 （収入割合で 按分）	国民宿舎（本館）	33,937	36,638	34,849	29,592	23,829	70.2%
	障害者更生センター（別館）	117,555	105,681	111,460	112,791	99,211	84.4%
	保養センター	23,619	19,934	20,963	19,547	19,253	81.5%
	計	175,111	162,254	167,272	161,930	142,293	81.3%
施設別収支	国民宿舎（本館）	8,998	9,403	8,955	7,634	6,563	72.9%
	障害者更生センター（別館）	31,168	27,124	28,641	29,097	27,325	87.7%
	保養センター	6,262	5,116	5,387	5,043	5,303	84.7%
	計	46,429	41,643	42,983	41,774	39,191	84.4%
	繰入金	50,000		8,736			0.0%
	差引収支	3,571	41,643	34,247	41,774	39,191	-1097.4%

5年前比で収入を施設別に見てみると、全ての施設で収入が落込んでいることが分かる。特に本館は、69.2%と前述した利用状況と同じように落込みが激しい。それに比べて別館は83.2%と施設の中では落込みが一番小さい結果となった。

休養施設別一人当りの利用料金

【前提条件】

- ・前掲した「休養施設 施設別収支」の各施設収入 ÷ 「休養施設 利用状況」の各施設の利用者の合計数 = 一人当りの利用料金として計算している。

休養施設 施設別 一人当りの利用料金

（単位：円）

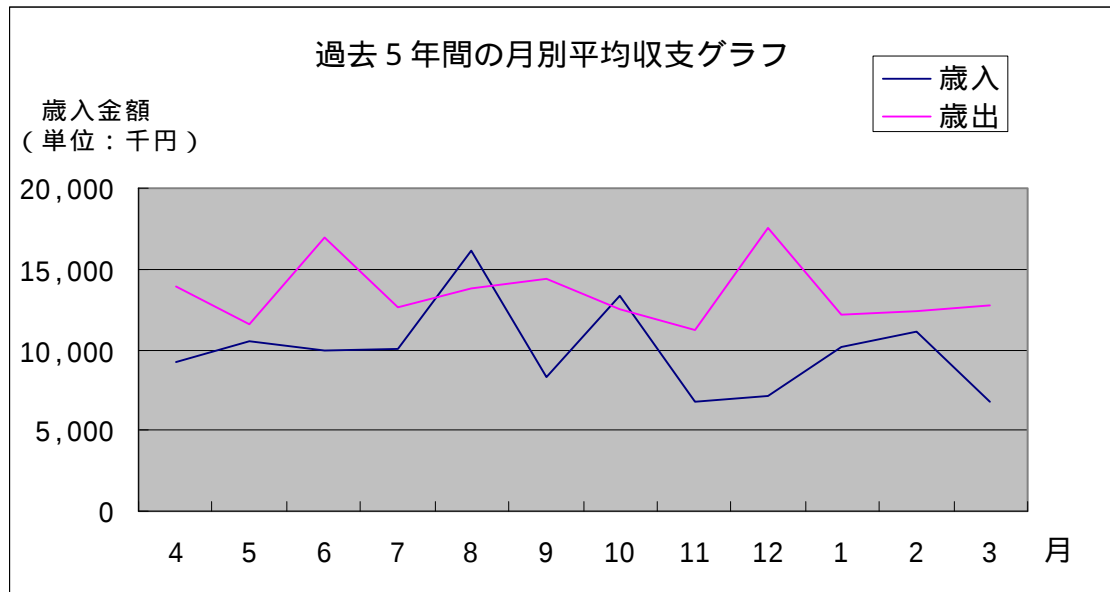
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	5ヵ年平均
一人当りの 客単価	国民宿舎（本館）	5,225	5,770	5,635	5,643	5,166	5,488
	障害者更生センター（別館）	11,161	10,885	11,460	10,773	11,349	11,126
	保養センター	204	208	200	198	198	201
	計	16,590	16,863	17,295	16,614	16,713	16,815

単純計算で一人当りの利用料金を算出してみた結果、最近5年間の推移で、本館では5,500円前後、別館では11,000円前後、保養センターでは200円前後と一人当りの利用料金を維持していることが分かる。

2. 監査結果

(2) 財務数値等の推移

休養施設、月別の収支実績



休養施設 月別収支 (過去5年実績平均)

集計期間：平成16年度～平成20年度の5年間 (単位：千円)

5年平均	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	繰入金	合計
歳入	9,186	10,532	9,979	10,004	16,121	8,337	13,327	6,740	7,128	10,134	11,095	6,786	11,747	131,115
歳出	13,970	11,577	16,969	12,620	13,775	14,346	12,476	11,273	17,503	12,165	12,382	12,715	0	161,772
差引	4,784	1,046	6,991	2,616	2,346	6,009	851	4,533	10,375	2,031	1,287	5,929	11,747	30,657

歳入額の平均値を見てみると、8月だけが16,000千円を超えている。これは、青森市のねぶた祭り、弘前市のねぶた祭りなど、近隣の夏祭りにやってくる観光客が利用していることが影響している。続いて、10月も13,327千円と多い。これは紅葉シーズンの観光客の利用が影響している。1月・2月は、大鰐町のシンボルでもあるスキー客の利用が影響しており、5月は、弘前市のさくら祭りにやってくる観光客の利用が影響している。

要約すると、休養施設の利用客の目的は、8月(祭り)や1月(スキー)にレジャーを楽しむことと、10月(紅葉)や5月(花見)に自然を楽しむことが主であると言える。

歳出額を見てみると、6月と12月(16,000千円超)が特出している。これは、休養施設の管理受託をしている財団法人大鰐町開発公社の職員に対する賞与が含まれているためである。また、9月と3月は公債費の利息が含まれていることが要因である。

休養施設の月別収支を見て分かるように、閑散期と繁忙期の差が激しい。これは、全ての温泉施設(観光施設)に対しても言えることだが、閑散期の需要を如何に掘り起こすことができるかで収益性が違ってくる。休養施設の場合も例外ではなく、歳入平均10,000千円以下の、4月・6月・9月・11月・12月・3月の需要の掘り起こしが収益力改善の“カギ”となる。

(３) 課題と改善案・シミュレーション

課題

休養施設は、平成５年度以前から赤字経営が続き、大鰐町の休養施設事業特別会計として繰上充用金が毎年度増加してきている。途中、平成１０年度から平成１６年度にかけて総額 312,181 千円を一般会計から繰入を行ったが、資金不足額の全額を解消するには至らなかった。

休養施設は、大鰐町の温泉の顔として昭和 45 年に保養センターを建設し営業を開始した。その後、本館（国民宿舎）別館（障害者更生センター）と計 3 回に分けて施設を建築し拡大してきた。建築後、保養センター 39 年、本館 38 年、別館 27 年と経過しており、どの施設も老朽化が目立ってきている。そのため、温泉施設としての魅力は薄くなりつつあり、施設の価値やおもてなしによる宿泊料金等の高額化は期待できそうも無い。

大鰐町は、休養施設の他、大鰐地域総合開発株式会社・財団法人大鰐町開発公社・温泉事業特別会計等にも継続的に資金負担を強いられている。そのため、大規模な改修資金を捻出する事が困難な状況となっている。平成 18 年度に一般会計から 8,736 千円の繰入を行い「アスベスト対策」を実施した。しかしながら、耐震性能の検査が残っており、耐震性能の検査結果によっては大規模な改修が必要になるか、使用そのものができるなくなる可能性がある。平成 17 年度に実施した「PFI 導入可能性調査（みずほ総合研究所株式会社）（以下、「PFI 調査」という）」でも大幅な改修工事が指摘されていたが、改修資金を捻出できずに、改修工事は実施されないまま現在に至っている。

従来の主な収益源であった北海道からの修学旅行生については、修学旅行の旅行ルートから外れてしまい、更に、スキー客の激減（スキー場の稼働日数も減少）や一般利用客の減少にも歯止めがかからない状況である。大鰐町自体で観光客を呼び込む力が無く、大鰐町近隣の観光資源（弘前城の桜祭り、あおもりねぶた祭り、弘前ねぶた祭り、十和田湖周辺の紅葉など）に頼って営業している状況下にある。「温泉とスキーの町“おおわに”」では観光資源として十分ではない、という状況である。また、PFI 調査においても「おおわに温泉として新しい商品開発を行い成功させなければならなかった」との指摘がなされている。

これは、休養施設だけに限った事ではなく、すべての経営において同じである。新しい商品開発に成功しなければ時代の変化に取り残されてしまうことになる。

すなわち、休養施設の問題点として、休養施設（大鰐町も同じ）が時代にあった商品開発ができずに時代に取り残されてしまったことが挙げられる。あじゃら公園の総合開発に関連した過去の投資が大鰐町全体の財政運営に重くのしかかり、今回の大鰐町の財政改革も含め過去の清算を進めていくだけで精一杯の状況に陥ってしまったことが影響していると言えよう。

2. 監査結果

(3) 課題と改善案・シミュレーション

一般会計からの繰入金を除く歳入との推移

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	4年間の平均
歳入合計	120,611	124,290	120,156	103,102	117,040
歳出合計	162,254	167,272	161,930	142,293	158,437
単年度収支差額	41,643	42,982	41,774	39,191	41,398
財団法人大鰐町開発公社委託料	46,915	48,526	48,372	44,250	47,016
温泉利用料	8,637	7,980	7,364	7,342	7,831
合計	55,552	56,506	55,736	51,592	54,847
+ =	13,909	13,524	13,962	12,401	13,449

休養施設を閉鎖又は廃止等で営業しなくなった場合には、一般会計からの繰入金を除いて計算すると、41,398千円(過去4年間平均)の赤字となっている。しかしながら、歳出合計の中には、財団法人大鰐町開発公社職員の人件費負担分47,016千円(過去4年間平均)と、温泉事業特別会計への温泉利用料7,831千円(過去4年間平均)とが含まれており、これは、休養施設の利用客から徴収した使用料等の中から賄われている。換言すれば、この金額13,449千円(過去4年間平均)は大鰐町の歳入に貢献していると言える。

休養施設を単純に閉鎖し、営業しなくなったからといって、財団法人大鰐町開発公社職員の人件費負担分が大幅に削減できる事は考えにくい。そうであるならば、営業を継続した方が望ましいという結論も考えられる。営業廃止を検討する場合には、営業廃止すなわち人員の削減(転用ではない)であるという認識をもって対処しない限り、抜本的な解決策にはならないであろう。

一方、営業を継続する場合には、収入の増加を図るべく、休養施設として新たな商品開発を模索していくことが必要である。例えば、施設が老朽化しているのであれば、湯治客をターゲットにした長期滞在型の温泉を参考にした営業展開を検討することが考えられる。

他にも例として挙げるならば、ペットブーム(ペットを飼っている方は富裕層が多い)に便乗した「ペット同伴温泉」や、隣接する広大な敷地を有効活用した「ドックランの楽しめる温泉宿」などの特徴を出し、他の地域(青森市・弘前市・十和田湖など)の観光資源に頼ることなく独自で集客を行っていく必要がある。

2. 監査結果

(3) 課題と改善案・シミュレーション

改善案・シミュレーション

【前提条件】

- ・他会計繰入金は大鰐町が作成した収支計画と同じにしている。
- ・解消可能資金不足額は「累積償還償却差額算定方式」で計算し直した金額としている。
- ・比較内容は全て、解消可能資金不足額を「累積償還償却差額算定方式」で計算し直した「収支計画（抜粋）修正版」（以下、「収支計画抜粋修正版」という）で行っている。
- ・上記以外の条件については、その都度明記している。

）現状のまま営業を継続した場合

収支計画 休養施設の営業を継続した場合

平成20年の決算額と同じ収支内容で推移した場合

様式第1号（法非適用企業）

（単位：千円）

区分		平成20年度 (決算額)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収益的 収入	総収益	103,102	193,102	187,102	181,102	180,534	224,102
	営業収益	103,102	103,102	103,102	103,102	103,102	103,102
	営業外収益		90,000	84,000	78,000	77,432	121,000
	他会計繰入金		90,000	84,000	78,000	77,432	121,000
収益的 支出	総費用	139,951	139,951	139,951	139,951	139,951	139,951
	営業費用	130,752	130,752	130,752	130,752	130,752	130,752
	営業外費用	9,199	9,199	9,199	9,199	9,199	9,199
	支払利息	8,021	8,021	8,021	8,021	8,021	8,021
	その他	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178
	収支差引	36,849	53,151	47,151	41,151	40,583	84,151
資本的 収支	資本的収入	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342
	建設改良費	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342
	収支差引	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342
収支再差引		39,191	50,809	44,809	38,809	38,241	81,809
前年度繰上充用金		376,286	415,477	364,668	319,859	281,050	242,809
形式収支		415,477	364,668	319,859	281,050	242,809	161,000
赤字比率		403.0%	353.7%	310.2%	272.6%	235.5%	156.2%
収益的収支比率		73.7%	138.0%	133.7%	129.4%	129.0%	160.1%
資金不足額		415,477	364,668	319,859	281,050	242,809	161,000
営業収益 - 受託工事収益		103,102	103,102	103,102	103,102	103,102	103,102
地方財政法による資金不足の比率		403.0%	353.7%	310.2%	272.6%	235.5%	156.2%
健全化法施行令第16条、資金の不足額		325,956	285,419	250,296	220,987	192,171	119,731
解消可能資金不足額		89,521	79,249	69,563	60,063	50,638	41,269
健全化法施行令第17条、事業規模		103,102	103,102	103,102	103,102	103,102	103,102
健全化法施行令第22条、資金不足比率		316.1%	276.8%	242.8%	214.3%	186.4%	116.1%

２．監査結果

（３）課題と改善案・シミュレーション

シミュレーションの結果、現状のまま営業を継続した場合には、平成 25 年度においても資金不足比率は 20%を下回らないことが判明した。これは、今以上の他会計繰入金が必要となることを意味し、大鰐町の財政負担はより一層悪化することとなる。

それでは、どれくらいの収入規模を確保すれば資金不足が解消されるかということであるが、シミュレーションの結果、別館の宿泊客が年間で 2,880 名（60 名×4 週間×12 ヶ月）増加する必要があるであろうという結論に至った。

【前提条件】

・別館の宿泊客が年間で 2,880 名（60 名×4 週間×12 ヶ月）増加したとする（1 人当たりの平均利用料 11,000 円×2,880 名＝31,680 千円）

* 上記数値（2,880 名）は、平成 13 年度の別館宿泊者数（大人）8,910 名から平成 20 年度の別館宿泊者数（大人）6,031 名の減少数 2,879 名を参考としている。

収支計画 休養施設の営業を継続した場合

平成 20 年の決算額 + 別館の利用者毎週 60 名増加した場合

様式第 1 号（法非適用企業）

（単位：千円）

区分			平成20年度 (決算額)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収益的収支	収益的収入	総収益	103,102	224,782	218,782	212,782	212,214	255,782
		営業収益	103,102	134,782	134,782	134,782	134,782	134,782
		営業外収益		90,000	84,000	78,000	77,432	121,000
		他会計繰入金		90,000	84,000	78,000	77,432	121,000
	収益の支出の総費用		139,951	139,951	139,951	139,951	139,951	139,951
	収支差引		36,849	84,831	78,831	72,831	72,263	115,831
資本的収支	資本的収入		0	0	0	0	0	0
	資本的支出		2,342	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342
		建設改良費	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342
	収支差引		2,342	2,342	2,342	2,342	2,342	2,342
収支再差引			39,191	82,489	76,489	70,489	69,921	113,489
前年度繰上充用金			376,286	415,477	332,988	256,499	186,010	116,089
形式収支			415,477	332,988	256,499	186,010	116,089	2,600
赤字比率			403.0%	247.1%	190.3%	138.0%	86.1%	1.9%
収益的収支比率			73.7%	160.6%	156.3%	152.0%	151.6%	182.8%
資金不足額			415,477	332,988	256,499	186,010	116,089	2,600
営業収益 - 受託工事収益			103,102	134,782	134,782	134,782	134,782	134,782
地方財政法による資金不足の比率			403.0%	247.1%	190.3%	138.0%	86.1%	1.9%
健全化法施行令第 16 条、資金の不足額			325,956	253,739	186,936	125,947	65,451	0
解消可能資金不足額			89,521	79,249	69,563	60,063	50,638	41,269
健全化法施行令第 17 条、事業規模			103,102	134,782	134,782	134,782	134,782	134,782
健全化法施行令第 22 条、資金不足比率			316.1%	188.3%	138.7%	93.4%	48.6%	0.0%

２．監査結果

（３）課題と改善案・シミュレーション

シミュレーションの結果、平成 25 年度で資金不足比率が 0.0%と早期健全化基準をクリアできることとなった。しかしながら、収入の増加に伴い、需用費（変動費）もあわせて増加する事が予想され、実際に早期健全化基準をクリアできるのは平成 25 年度よりも後となることが推測される。

2. 監査結果

(3) 課題と改善案・シミュレーション

）休養施設の営業を休止し、建物等の施設は取り壊さずにそのまま残した場合

【前提条件】

・平成 22 年度以降は営業収益をゼロと仮定している。しかしながら、これでは事業規模もゼロとなり資金不足比率の計算ができない。したがって、便宜上、平成 22 年度以降の事業規模を据え置いて計算している。

解消可能資金不足額を「累積償還償却差額算定方式」で計算した場合、平成 21 年度から平成 25 年度までの計算結果は次の通りである。

【計算方法】

累積償還償却差額算定方式 = 元金償還金の額 - 減価償却累計額 - 平準化債発行済額

休養施設事業 収支計画（抜粋）修正版

様式第 1 号（法非適用企業）

（単位：千円）

区分		平成20年度 (決算額)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収益的 収入	総収益	103,102	206,415	84,000	78,000	77,432	121,000
	営業収益	103,102	116,415				
	営業外収益		90,000	84,000	78,000	77,432	121,000
	他会計繰入金		90,000	84,000	78,000	77,432	121,000
収益的 支出	総費用	139,951	137,771	7,000	5,500	4,000	2,600
	営業費用	130,752	130,132				
	営業外費用	9,199	7,639	7,000	5,500	4,000	2,600
	支払利息	8,021	6,439	7,000	5,500	4,000	2,600
	その他	1,178	1,200				
収支差引		36,849	68,644	77,000	72,500	73,432	118,400
資本的 収支	資本的収入	0	0				
	資本的支出	2,342	2,610				
	建設改良費	2,342	2,610				
収支差引		2,342	2,610	0	0	0	0
収支再差引		39,191	66,034	77,000	72,500	73,432	118,400
前年度繰上充用金		376,286	415,477	349,443	272,443	199,943	126,511
形式収支		415,477	349,443	272,443	199,943	126,511	8,111
赤字比率		403.0%	300.2%	234.0%	171.8%	108.7%	7.0%
収益的収支比率		73.7%	149.8%	1200.0%	1418.2%	1935.8%	4653.8%
資金不足額		415,477	349,443	272,443	199,943	126,511	8,111
営業収益 - 受託工事収益		103,102	116,415	116,415	116,415	116,415	116,415
地方財政法による資金不足の比率		403.0%	300.2%	234.0%	171.8%	108.7%	7.0%
健全化法施行令第 16 条、資金の不足額		325,956	270,194	202,880	139,880	75,873	0
解消可能資金不足額		89,521	79,249	69,563	60,063	50,638	41,269
健全化法施行令第 17 条、事業規模		103,102	116,415	116,415	116,415	116,415	116,415
健全化法施行令第 22 条、資金不足比率		316.1%	232.1%	174.3%	120.2%	65.2%	0.0%

２．監査結果

（３）課題と改善案・シミュレーション

上記のとおり、他会計繰入金を継続していくことで資金不足額を解消していくことになる。そして、平成 25 年度に資金不足比率が 0.0% となり、早期健全化基準をクリアする見込みである。

また、営業を停止した場合の問題点として、休養施設の管理受託をしている財団法人大鰐町開発公社の職員にかかる人件費が挙げられる。すなわち、財団法人大鰐町開発公社の職員にかかる人件費相当額(平成 20 年度数値:44,250 千円)の経費削減ができない限り、休養施設事業特別会計として収支差額や資金不足比率を改善できたとしても、大鰐町全体としての支出が減少するわけではない。従って、休養施設事業特別会計以外の特別会計や一般会計、更には第三セクター等に人件費相当額の負担が移動するだけで、全体的な改善はなされないこととなる。

休養施設から財団法人大鰐町開発公社に支払われている施設管理料 (単位:千円)

財団法人大鰐町開発公社の人件費部分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設管理料	45,567	46,915	48,526	48,372	44,250

２．監査結果

（３）課題と改善案・シミュレーション

）休養施設を廃業させて、建物等を取壊し更地に戻した場合

この場合、休養施設事業特別会計を閉鎖することが想定されるため、結果的には、資金不足比率は解消されることとなる。

）大鰐町として休養施設の営業は停止するが、休養施設を民間企業に無償譲渡や無償賃貸などを実施して、民間活力を利用する場合

国民宿舎は、地方公共団体が設置・運営する公営のものと、財団法人国立公園協会が国民宿舎として適当な一般旅館や宿坊・山小屋等を指定する民営のものがある。

国民宿舎おおわに山荘（本館）は、大鰐町が設置・運営した公営のものである。平成 21 年 12 月末現在、東北地方には公営の国民宿舎が 14 施設（青森県 2 施設、秋田県 2 施設、岩手県 3 施設、山形県 3 施設、福島県 3 施設、宮城県 1 施設、（社団法人国民宿舎協会 HP より））、民営が 8 施設（青森県 2 施設、秋田県 1 施設、福島県 4 施設、宮城県 1 施設、（民営国民宿舎協議会 Web ガイドより））運営されている。しかしながら、日本全国で平成 20 年度に公営の国民宿舎 12 施設が廃止宿舎（社団法人国民宿舎協会、平成 20 年度事業報告書より）となるなど、国民宿舎の運営そのものがとても厳しく難しい時代といえる。

このような状況下において、大鰐町は、休養施設の指定管理者の募集を平成 20 年度及び平成 21 年度において実施したものの、応募者はなかった。問合せは数件あったものの、大鰐町温泉事業条例に基づいた温泉利用料としての支払が年間 8,000 千円近くに及ぶこと、そして、施設の老朽化が進んでおり将来の多額の修繕負担が想定されることが応募にいたらなかった原因であろう。背景等の前提条件は異なるが、平成 21 年 9 月 26 日、北海道夕張市が所有する農産物加工施設「めろん城」などの 3 施設が医薬品治験会社に落札された、とのニュースがあった。当初、夕張市は最低落札額約 65,000 千円で条件付き一般競争入札を実施したが不調に終わり、その後、建物が無償譲渡するなどの条件緩和をした結果 37,167 千円で落札された、という経過をたどっている。落札価額について当初よりも 57.2%と条件変更をした結果、落札できたということだった。

このように、民間の活力を利用するためには、条件面を緩和するなどの手段を講じていくことが必要であると考えられる。

おわりに

この監査を終えるにあたり、苦言を呈することになるが一言申し述べたいと思う。

休養施設は、建設当時の時流に乗り「保養センター、昭和 45 年」「本館、昭和 46 年」「別館、昭和 56 年」と 3 回に分けて建設された。別な表現をすれば、時流（国等他団体等の施策や流行）に翻弄され 3 回に分割されて建設されたとも言える。そのため、各施設が渡廊下でつながっていて利用者にとっては不便を感じるなど、利用者のことを第一に考えた施設として建設し経営していくという思慮が足りなかったように思える。また、スタッフ（直接的な雇用者がいない現状なのでこのように記述するが）の努力もあり各施設の傷みはあまり目立たないが、老朽化によって施設そのものとしての魅力は薄れている。このような場合、民間では大規模な設備投資（修繕等によるリフレッシュ）を行うことにより、集客力を高めていくことが一般的である。しかしながら、大鰐町自体に集客力が乏しく近隣の観光資源に頼っている現状では、休養施設だけが設備投資を行いリニューアルしたからといって集客力が極端に高くなるとは考えにくい。そして何よりも財政健全化団体として財政健全化計画策定義務がある現状では、財政負担を強いる大規模な設備投資は無理であろうし、一般会計からの継続的な繰出しも困難であろう。

大鰐町としてこれ以上の財政負担が事実上困難である現状のなか、休養施設を公営企業として継続する場合には、休養施設として資金をかけない新たな商品開発を行い、さらに大鰐町全体としても新たな魅力作りを行うことで他地域からの集客力を高めることが必要不可欠となる。もしそれが無理であれば、公営を止め民間企業に無償譲渡してでも民間活力に全てを任せるか、もしくは休養施設を廃止して清算することになるであろう。

以上のように、大変厳しい状況ではあるが、大鰐町全体が一致団結してこの困難な状況を打破して欲しい。これから大鰐町の尽力を期待して、本報告書の締め言葉とさせて頂きたい。

以上